

四三		厚生省 標欄番号議先合受送月日		甲乙ノ種別		判決月日合校	
第 號 送 月 日	第 號 受 月 日	案起昭和三年四月九日		受局付課月第		行施月日	
		大臣		主査事務官			
		次官		周秘長課長			
		蓬井三号		蓬案			
		職業安定司		職業安定司			
昭和二年勅令第百三号 厚生省 官制改正に際現に勵勞司勵勞 職員に別に別に辭令を發せられ る							

ハヒキは、從前職業安定局勤務を命ぜられたものと心得ること。

年四月十五日

大臣

議合番號	受月日	送月日	第	受月日	送月日	第	受月日	送月日	第

辛酉

達才二号

公共職業安定所

公共職業安定所官制施行の際現に勤

務署職員の職位あり、地方事務官又は地方

技官にて、厚生事務官又は厚生技官

佐役にて有効用ひ嘱託雇傭人にて

別に辞令を發せられあいとは、從前職

又は同給料を以て専該公共職業安定